

平成30年4月1日から 組合共済がPower up!!

組合共済の給付規則が平成30年4月1日より一部改訂されました。

その1

新しく**入学祝(中学校)**が創設されました。

対象:組合員の子、事由の発生する年度の4月1日
現在扶養している者。

給付:10,000円

必要書類:共済金給付申請書、住民票(本人・対象の子が
記載されているもの)、健康保険証(本人・対象
の子が記載されているもの)、教育委員会発行の
入学通知書等。



その2

休業補償(病気入院・病気入通院)が日額3,000円から

4,000円に増額しました。

病気で仕事を
休んでも安心!!

その3

申請期限が1年から**3年**になりました。

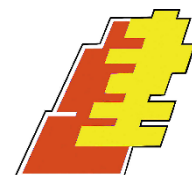
今まで事由発生より1年を経過しての申請は無効
でしたが、これからは3年の申請期限となります。
※平成30年4月1日以降の事由発生が対象と
なります。ご注意ください。



詳しくは最寄りの地連事務所
もしくは県本部へご連絡下さい。

広島県建設労働組合

電話 082-232-6238
(県本部)



広島県建設労働組合 組合共済給付一覧表 平成30年4月1日施行

給付項目		共済金(円)
本人死亡	交通事故死亡	1,500,000
	不慮の事故死亡	1,500,000
	普通死亡	500,000
障害 (※1)	交通事故による重度障害 (1～2級、3級の2、3、4)	1,500,000
	不慮の事故 (")	1,500,000
	病気 (")	500,000
	交通事故による障害 (3級～14級)	40,000～900,000
	不慮の事故による障害 (")	40,000～900,000
休業補償 (※2)	不慮の事故、労災、交通事故による入院 1日目～60日目まで	日額4,000
	" 入院 61日目～180日目まで	日額1,000
	" 通院・自宅療養 16日目から45日間	日額3,000
	病気による入院 1日目～60日目まで	日額4,000
	" 通院・自宅療養 16日目から45日間	日額4,000
住宅災害 (火災)	全焼 (70%以上の焼失)	1,000,000
	半焼 (50%以上の焼失)	900,000
	半焼 (30%以上の焼失)	700,000
	半焼 (20%以上の焼失)	500,000
	一部焼 (10%以上の焼失)	300,000
	一部焼 (5%以上の焼失)	200,000
	一部焼 (5%未満の焼失)	50,000以内
住宅災害 (自然災害)	全壊・流失 (住宅の70%以上)	300,000
	半壊 (住宅の20%以上)	150,000
	一部壊 (住宅損害100万円以上)	30,000
	一部壊 (住宅損害20万円以上)	10,000
	床上浸水 (全床面積の50%以上)	30,000～150,000
	床上浸水 (全床面積の50%未満)	10,000～30,000
住宅災害 (地震)	全壊 (住宅の70%以上)	100,000
	半壊 (住宅の20%以上)	50,000
	一部壊 (住宅損害が20万円超)	10,000
慶弔見舞	結婚祝 (組合員本人)	20,000
	出産祝 (組合員本人または配偶者)	30,000
	入学祝 (組合員の子 小学校)	20,000
	入学祝 (組合員の子 中学校)	10,000
	成人祝 (組合員本人 20歳)	20,000
	敬老祝 (組合員本人 70歳)	20,000
	長寿現役祝 (組合員本人 80歳)	10,000
	弔慰金 (本人) 病気等	140,000
	弔慰金 (本人) 不慮の事故等	180,000
	弔慰金 (本人) 重度障害見舞金	120,000
	弔慰金 (配偶者)	100,000
	家族弔慰金 (子)	50,000
	家族弔慰金 (父母)	22,000
	家族弔慰金 (同居の祖父母)	10,000
配偶者入院見舞 (入院連続12日以上を対象、1年に1回限り)	20,000	
保養助成	「後期高齢者」保養助成給付金 (75歳以上の組合員) (1年に1回限り)	3,000
	「後期高齢者」保養助成給付金 (75歳以上の組合員と配偶者) (1年に1回限り)	6,000

平成30年3月末日までに発生した事由は、旧制度の組合共済金給付規則が適用されます。申請期限はその事由が発生してから3年です。

(※1) 障害の等級は、労災保険の障害等級に基づきます。(※2) 満額給付の後には、待機期間があります。詳しくは組合窓口まで。